

(公社)日本造園学会研究論文集 論文査読の手引き

校閲委員会・論文集委員会

1. 論文の査読・審査にあたって

- ・ 研究発表論文の審査にあたり、校閲委員会および論文集委員会の両委員会は、日本造園学会会員内外から、造園学研究に知識と経験のある2名の方に、査読者として1論文の査読を依頼しています。
- ・ 査読者の方には、「査読報告書」を作成・提出していただきます。その結果を踏まえて、論文集委員会の責任において審査に係わる作業を行い、校閲委員会の承認をもって、学術論文としての採否を決定します。
- ・ 学術論文として採用されたものは、「ランドスケープ研究5号論文集」に掲載され、全国大会（毎年5月下旬に開催）での口頭発表が義務づけられます。
- ・ 査読者の方は、研究発表論文集校閲委員として、当該年度の研究発表論文集の巻頭に一覧としてお名前と所属先を掲載させていただきます。

2. 査読と審査（採否の決定）

(1) 論文の査読（総合判定）

- ・ 2名の査読者の方には、それぞれ「査読報告書」の作成をお願いします（→詳細は「3. 査読報告書の作成」をご参照下さい）。
- ・ 同報告書における「総合判定」は、以下の4段階のいずれかで判定して下さい。

A : 採用

B1 : 修正が軽微であり、修正結果の確認は論文集委員会に一任するもの

B2 : 大きな修正を含んでおり、再査読を要するもの

C : 不採用

- ・ 「B1」および「B2」の判定の場合、執筆者の論文修正の期間は2～3週間であること、修正段階では刷上り頁数（4頁もしくは6頁）を変更できないことにご留意ください。
- ・ 「B2」とした場合は、著者による修正結果をもう一度査読者に送付し、再査読をお願いすることになります。

(2) 査読に基づく審査（採否の決定）

- ・ 2名の査読者の査読結果（総合判定）に基づき、論文集委員会・校閲委員会で採否を決定します。

3. 査読報告書の作成

(1) 「総合判定」の記入

投稿論文の採否については、以下に示す「判定基準」にもとづき、総合的にご判断願います。総合判定結果は、以下のいずれかに該当するものをご記入下さい。

A：採用

B1：修正が軽微であり、修正結果の確認は論文集委員会に一任するもの

B2：大きな修正を含んでおり、再査読を要するもの

C：不採用

判定基準

- ・ 目的設定（研究目的の明確性）
 - －研究目的が明確に示されているか、実態や既往研究を踏まえた目的設定になっているか。
- ・ 対象・方法（研究方法の合理性・妥当性）
 - －研究目的に対応した研究対象・研究方法の設定ができているか。
- ・ データ（データの信頼性）
 - －論拠となるデータに信頼性・再現性があるか
※「論説」は「基礎となる論拠の妥当性」として評価して下さい。
- ・ 論述（論証の信頼性）
 - －分析、考察等が客観的、論理的に行なわれているか
※「論説」は「考察における論理性」として評価して下さい。
- ・ 結論（結論の有用性）
 - －研究結果に独自性があるか。結論が明確で研究目的と整合しているか、かつ有用性、発展性があるか。
※「論説」は「結論や提案の独創性・適時性・先駆性」として評価して下さい。
※「事例・調査研究」は「結論や提案、知見の独自性・新規性・先駆性・適時性・緊急性」として評価して下さい。
- ・ 表現・形式（表現・形式の適切性）
 - －論文表題が内容を的確に表現しているか。図表等が理解しやすく、鮮明かつ適切な大きさであるか。引用、参考文献等が適切に記述され、文献追認が可能であるか。論述構成のバランス、本文・図表・文献等論文構成のバランスがとれているか
- ・ Abstract（Abstractの適切性）
 - －Abstractの内容、表現は適切か

留意事項

・「論説」および「事例・調査研究」

平成20年度大会より校閲希望分野に「論説」、「事例・調査研究」が新設されました。これらはともに結論や目的、対象、方法、結果等が客観的に明示された学術論文としての前提のもと、「論説」は「学術的な議論の対象として意義および独創性が認められる論説であること」、「事例・調査研究」は「特色ある事例・調査で造園に関する新規、独自の知見、

情報を含むこと」として論文の募集を行っています。この点をご理解いただき、「上記※」の点にご留意の上、査読をお願いいたします。

・ **既発表論文**

既発表論文に、方法・対象等を若干変更した論文や新しいデータを付加した論文の場合は、その結論が大きく発展していなければ適当ではありません。また、既発表論文の内容に依拠し、その引用・要約などにすぎない部分が相当部分を占める論文は適当ではありません。ただし、既発表の内容を含む論文であっても、個々の既発表の内容を統合することによって新たな学術的価値を生み出している論文については、新たな論文とみなせる場合があります。

・ **その他**

論文全体に問題が散見される場合でも、新たな着眼点がみられる論文は、それを積極的に評価する、という観点もご考慮ください。

(2) 「論文に対する全体的な評価」の記入

- ・ 論文に対する全体的な評価の欄には、総合判定（A，B1，B2，C）の総括的理由を詳細にご記入ください。
- ・ 記入に際しては、以下の点に留意して下さい。
- ・ なお、論文に対する全体的な評価は、主に採否の決定において参照いたします。著者に通知する文書にはそのまま反映されません。修正指摘はすべて（3）指摘事項に記入してください。

A：採用

修正指摘がまったくないか、「修正を希望する事項」の指摘を若干行う場合に限ります。

B：修正

総合判定で、「B1：軽微な修正」、「B2：大きな修正」と判断した場合、その修正指摘は、論文として採用するために必要な修正の要求あるいは示唆を与えるためのものです。

C：不採用

「C（不採用）」と判定した理由を、当該論文に即して、具体的な例証を示して記述してください。一般的あるいは抽象的な記述のみで不採用理由を示さないようにしてください。

(3) 「指摘事項」の記入

- ・ 総合判定が「B1」、「B2」、「C」の場合には必ず記入して下さい。
- ・ 「総合判定」が「C（不採用）」の場合は、その判定の根拠になった重大な欠陥を有する事項のみを個別かつ具体的に指摘して下さい。
- ・ 指摘事項は、「修正要求」と「修正希望」に区別し、校閲用論文での頁，行，図表番号等を参照して、修正すべき箇所（頁・行等）を明示し、「修正する内容や方向」をわかりやすく記入してください。

修正要求：

執筆者が指示に従い修正しない、または修正しない合理的な説明をしない場合、不採用になる可能性がある事項です。なお、執筆要領違反は修正要求に含めて下さい。

修正希望：

執筆者が修正しなくても不採用の理由にはなりませんが、修正により論文の質的向上が期待される事項です。例えば、誤字・脱字、助詞（てにをは等）の適切さ、体裁等が含まれます。

- ・ 総合判定を「B 2」（大きな修正）とした場合、再査読時には1回目の査読時に指摘した事項以外には「修正要求」を行えません。 予めご了承の上、査読を行って下さい。

4. 査読報告書の提出

- ・ オンライン投稿・査読システム (<http://mc.manuscriptcentral.com/jila>) よりログインいただき、サイトに掲載されている「査読報告書」をご使用ください。また、同サイトに掲載されている「オンライン査読マニュアル」、「研究論文集 論文査読の手引き」をご参照ください。また、「ワード」で作成してください。
- ・ 査読報告書は、PDF 化せず（自動で PDF 化されます）オンライン投稿・査読システムにアップロードして下さい。また査読報告書に明記されている項目が明記されていれば、書式は問いません。

5. 査読に関するご質問・問い合わせ先

論文集委員会事務局 jila.hensyu@gmail.com

2016年9月30日決定
2020年9月26日一部修正